# 住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額適用の申告について

（地方税法附則第 15 条の 9 第 1 項及び第 2 項に基づく申告）

工事完了年度の翌年度分の固定資産税について

**○ 当該住宅にかかる固定資産税税額の１／２の額を減額**
（改修工事で長期優良住宅に該当となった場合は２／３の額を減額）
**○ 一戸あたり１２０㎡ 相当分（住宅部分に限る）まで**

次の要件を満たす場合、固定資産税の減額適用を受けることができます。

## ① 住宅の要件

・昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築されたもの（共同住宅を含む）
・人の居住の用に供する部分の床面積が当該家屋の床面積の 2 分の 1 以上であるもの

## ② 耐震改修の要件

・現行の耐震基準に適合させるよう一定の耐震改修工事が行われたもの
（平成 25 年 1 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日までの改修工事）
・耐震改修工事に要した費用の額が 50 万円（自己負担金）を超えるもの
（区分所有家屋（共同住宅等）については、1 戸当たり 50 万円を超えるものであること）

※ 耐震改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税に適用されます
（耐震改修工事が 1 月から 3 月までに完了した場合は、翌々年度の固定資産税に適用されます）
※ 改修工事が完了する直前に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定により都道府県耐震改修促進計画または市町村耐震改修促進計画に記載された道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物であった場合については、2 年間減額が適用されます

## ～申告の手続きについて～

改修工事の完了後３ヶ月以内に**『住宅の耐震改修に伴う固定資産税減額申告書』**を問合せ先まで提出してください。また、下記の添付書類が必要となります。

・耐震改修した家屋であることを証明する書類（住宅耐震改修証明書、増改築等証明書）
・耐震改修に要した費用を証する書類（工事請負契約書など）
・耐震診断の結果の報告書の写し（通行障害既存耐震不適格建築物の場合のみ）
・長期優良住宅の認定通知書の写し（認定長期優良住宅の場合のみ）

～ お問合せ先 ～
〒408-0188　山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
北杜市役所 総務部 税務課 資産税担当
℡ 0551－42－1313（直通）